

陳述書

平成 24 年 5 月 18 日

東京地方裁判所 民事第 6 部 合議係 御中

東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番 1 号 国分寺市役所内

国分寺市副市長

穂 川 浩 雄 

私は、原告浜友観光株式会社及び島田商事有限公司と被告国分寺市との間の御庁平成 20 年（ワ）第 25098 号損害賠償請求事件について、次のとおり陳述いたします。

第1 職業及び経歴

私は、昭和50年1月に、国分寺市（以下「市」と略して表記する場合がある。）の職員として採用され、平成17年4月に市政策部政策担当部長、平成18年2月に市政策部長、平成21年1月に副市長の役職を、それぞれ拝命し現在に至っております。

私は、平成18年12月当時、国分寺市政策部部長として、国分寺市図書館条例の改正に関わっておりましたので、改正の経緯等について陳述いたします。

第2 国分寺市図書館条例の改正と本多図書館駅前分館の開設に至るまでの経緯

1 旧UFJ銀行建物の取得

国分寺市は、昭和56年3月、国分寺駅北口周辺地区の街づくりと整備について、「国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業」（以下「本件再開発事業」という。）の施行を計画しました。本件再開発事業は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく第一種市街地再開発事業であります。

市は、本件再開発事業の施行に向けた施行用地の先行取得を目的として、国分寺市土地開発公社（以下「市土地開発公社」という。）に対し、国分寺市本町三丁目2番17号所在の建物（以下「旧UFJ銀行建物」という。）及びその敷地の買取りを依頼し、市土地開発公社は、平成17年3月15日付けにて売買金額を6億7,022万8,320円と定め売買契約を締結し、旧UFJ銀行建物に買い取りました。

市は、平成21年2月20日、市土地開発公社から、旧UFJ銀行建物を、7億1,124万9,297円で買い戻しました。この買戻し金額は、市土地開発公社の取得金額6億7,022万8,320円に市土地開発公社が金融機関に支払った借入金利息2,503万7,816円及び建物修繕費など1,598万3,161円を加算した金額です。

なお、市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定に基づいて、市が、昭和48年6月1日に設立した公法人です。市土地開発公社は、市からの依頼のみに基づいて、市の保証の下で金融機関から資金を借り入れ、道路などの公共用地を先行取得し、市が当該先行取得物件を買い戻すまでの間、その管理などを行っております。

2 旧UFJ銀行建物の有効活用に関する検討の開始

(1) 有効活用の必要性

旧UFJ銀行建物は、本件再開発事業の施行の過程で解体・撤去される運命にある建物です。

しかしながら、旧 UFJ 銀行建物は、市土地開発公社が市の依頼を受け所有権を取得した時点で、市が、将来、買い戻すことを前提とする事実上の公有財産となっております。

また、旧 UFJ 銀行建物の取得にあたり、市土地開発公社は金融機関から購入資金を借り入れましたが、市土地開発公社には金融機関に対し利息を支払う資金がありませんので、市が市土地開発公社に対し利息支払資金として2,503万7,816円を貸し付けております。この利息支払資金は、市が市土地開発公社から旧 UFJ 銀行建物を買い戻すまでの間、市民の皆様方にお納めいただいた税金から支弁することになります。

したがって、市は、市土地開発公社が旧 UFJ 銀行建物の所有権を取得した時点で、その有効活用に努めなければなりません。このことは、公有地の拡大の推進に関する法律第3条にも規定されております。

以上の理由から、市は、平成17年3月より、その有効活用の方法を検討し始めました。

(2) 国分寺市立恋ヶ窪保育園の暫定園舎としての利用についての検討

市は、平成17年3月開会の国分寺市議会において、「国分寺市立恋ヶ窪保育園の建替えにあたり、旧 UFJ 銀行建物を、同保育園の暫定園舎として活用できないか。」との質問がなされましたので、その検討を致しました。

その結果、旧 UFJ 銀行建物を保育園の園舎として使用する場合には、以下の法的規制をクリアしなければならないことが判明しました。

ア 保育園は児童福祉施設に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令、東京都建築安全条例（昭和25年条例第89号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）（通称：ハートビル法）、福祉のまちづくり条例等による規制をクリアしなければならないこと。

イ 建築基準法によれば、建物の床面積の5分の1に自然光が入るように窓を大きく取らなければならない、そのためには、旧 UFJ 銀行建物の鉄筋コンクリート製の壁を解体しなければならないこと。

ウ 建築基準法によれば、幼児が使用できるように、階段の全部を交換しなければならないこと。

エ 東京都建築安全条例によれば、避難用の滑り台を設置し、建物の一部を避難ハッチが付いたバルコニーに回収する必要があること（いわゆる、行き止まり禁止条項）。

オ 建築基準法施行令によれば、内装（床、壁、天井）の全部を新規に造り替える必要があること（シックハウス対策）

また、旧 UFJ 銀行建物を保育園の園舎として使用するためには、以上の他に、以下の条件をクリアする必要がありました。

カ 浄化槽が老朽化しているのでその交換が必要であること。

キ 電気、給排水、空調設備を新規に設置する必要があること。

上記の法的規制を含めこれらの問題点をすべてクリアするためには2億1,828万5,000円の工事費用がかかり、しかも、上記工事の施工には15.5ヶ月の工期を必要としますが、平成18年4月1日までに恋ヶ窪保育園の暫定園舎が必要となり、工事が間に合わないことも判りました。

市は、以上の諸問題がある中で旧 UFJ 銀行建物を恋ヶ窪保育園の暫定園舎として使用することは政策として適切ではないと判断しました。

この点については、平成17年5月27日に開かれた国分寺市厚生委員会において、西村少子化対策等担当課長が説明をしております。

(2) その他の有効活用方法の検討

市は、その後、国分寺市土地開発公社の理事会との間で協議を重ね、平成17年10月28日、旧 UFJ 銀行建物の使用について、例えば、姉妹都市である佐渡市の物産展を行えるような観光案内所等として使用すること、野菜などの地場産品の直売所を設けて消費活動拠点とすること、学校法人東京経済大学との地域連携事業などに使用すること、国分寺市の国分寺駅北口再開発事務所を設置することなどを、市の方針として決定しました。

市は、上記の方針決定にしたがい、国分寺市都市開発公社との間で、平成18年6月14日付けにて旧 UFJ 銀行建物について使用貸借契約を締結し、これを借り受けました。上記の契約では、旧 UFJ 銀行建物の使用目的について、「市はこの不動産を『国分寺駅北口再開発事務所』施設として使用するものとする。ただし、市が上記以外の公用又は公共の用に供するために使用する時は除く。市は、公社の承諾なく、この不動産を上記目的以外に使用することができない。」と規定されております。

市は、この規定を受け、旧 UFJ 銀行建物2階に国分寺市都市開発部を配備し使用を開始しましたが、同建物の1階部分(約450㎡・136坪)は具体的な使用計画が決まっておらず、空きスペースとなっていたため、これをいかに活用すべきかについて検討をすることになりました。

市は、東京経済大学との間で、旧 UFJ 銀行建物において実施する地域連携事業の具体案について協議を重ね、平成18年7月13日、地域連携事業として国分寺市経済の活性化プロジェクト及びイベントを企画し、平成18年8月7日、市民との情報の共有及び市民に対する情報の発信の拠点として「まちづくり広場『国分人』」を開設しました。まちづくり広場国分人では、市民の

皆様方が誰でも参加することのできる各種講座（例えば、点字を学ぶ講座）を開催し、大学生のインターンシップ（就業体験）などにも利用されておりました。

また、地域産業の活性化の一環として、旧 UFJ 銀行建物のロビーを使用し、JA 東京むさし国分寺産直会が地元生産の野菜の販売を行っておりました。この野菜の販売は、価格が安いこともあり、市民の皆様方に大変なご好評をいただき、当初は 1 週間に 1～2 回の開催でしたが、その後、隔日で開催するようになりました。

3 旧 UFJ 銀行建物の有効活用に関する再検討

(1) 再検討の開始

平成 18 年 9 月 1 日開会の市議会（第 3 回定例会第 1 日）において、旧 UFJ 銀行建物の有効活用について、概ね、以下のような一般質問がなされました。

「まちおこしについて、まちおこしの主人公は市民である。旧 UFJ 銀行のスペースを有効活用し、市民の情報交換の場にするとか、市民を含めたコミュニティの場として位置付けて欲しい。また、ボードを設置し、ポストイットでのまちおこし提案とか、情報交換の場にできないか。」

上記の一般質問が契機となって、市は、平成 18 年 12 月に開会予定の市議会（第 4 回定例会）の開会に向け、早急に、旧 UFJ 銀行建物 1 階部分の有効活用（以下「本件有効活用」という。）の見直しと再検討を行うこととなりました。

(2) 再検討のポイントの抽出

市は、本件有効活用の再検討を始めるにあたり、市が平成 17 年 10 月に策定した「国分寺駅周辺地区まちづくり構想（案）」等を機軸として、次のような視点を抽出しました。

- ① 国分寺駅周辺地区まちづくり構想（案）（16 頁）では、地区まちづくりの課題として、公共公益施設（生活サービス、集会、文化・交流、観光案内・情報発信等の各種施設機能）の不足が指摘されている。
- ② 国分寺駅周辺地区まちづくり構想（案）（28 頁）では、本件再開発事業におけるコンセプトとして、「国分寺市の顔となり、多様な機能を備えた施設・空間の整備」が掲げられており、その一内容として「市民ニーズに応えた多様な商業施設・公共公益施設等を導入し、時代変化にも対応できる施設づくりを進めること」と定められている。
- ③ 従前の東京経済大学との協議の中で、旧 UFJ 銀行建物の活用について情報の発信拠点との位置付けをしてきたことから、同建物内で行う事業は、情報発信拠点として将来に繋がる事業でなければならない。

- ④ 旧UFJ銀行建物での事業展開は、本件再開発事業において新築される施設建築物（以下「再開発ビル」という。）においてパブリックスペースを確保することに繋がることを意識したものでなければならない。
- ⑤ 国分寺駅周辺地区まちづくり構想（案）（53頁）では、本件再開発事業の効果的推進にかかる基本的な考え方の一つとして「国分寺の特性を活かした市民の生活ステージ（新しい暮らしや活動の場）の創造」が掲げられており、その内容として「北口再開発事業は、道路、駅前広場、再開発ビル（ハード等）の施設整備とともに、地域資源と調和した美しい都市景観の創造、賑わいや交流を媒介にしたコミュニティの増進、市と市民の協働による福祉の生活空間の再編や多様な市民サービスの提供（ソフト）など、ハード・ソフトの両面にわたる市民生活の質の向上に寄与する暮らしや市民活動の新たな場（生活ステージ）としての改善型の事業と位置付けることも大切である。」ことが指摘されている。
- ⑥ 国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の事業計画決定に向けての作業調査委託報告書の中では、開発コンセプトの検討として「IT情報図書館」の設置が掲げられている。
- ⑦ 国分寺市の最高規範となる「国分寺市自治基本条例」の制定検討過程では、市民による情報の共有、市政への参加と協働が今後の取組みとして重視されており、特に、市民自治を推進するため市民への情報提供は積極的に取り組むべき課題であり、今の時点から取り組む必要がある。
- ⑧ 市民に対する市政情報の提供は、地域の図書館、オープナー（行政資料室）、ホームページなどにより行っているが、更なる充実が求められる。
- ⑨ 情報政策の推進は、国分寺市の組織再編においても課題とされており、平成19年4月には「情報システム課」と「広報広聴」機能を合体し「総合情報課」を設置する方向で検討が進んでいる。
- ⑩ 子育てに関する情報、就労支援に関する情報、市民参加への呼びかけ情報、地域での取組事例に関する情報、防犯に関する情報などについて、提供の充実を図る必要がある。
- ⑪ 国分寺市は、市政情報の提供の拠点として図書館・公民館を設置してきたが、図書館・公民館は地域情報の発信拠点であることに着目すべきである。
- ⑫ 5館の図書館・公民館を中学校区毎に設置してきたことは国分寺市の特徴であるが、これは、図書館・公民館を地域館として機能させ、市内の隅々まで市政情報や地域情報を提供することを目指したものである。

- ⑬ 西国分寺駅前再開発等に伴い、現行の5館の図書館ではカバーできない地域が発生し、特に当該地域から図書館設置の要望が多い。このことは、市民文化会館の検討時の恋ヶ窪図書館の移設問題でも明らかである。
- ⑭ 以上に掲げた課題の中には長期的視野の下で取り組む必要のあるものもあるが、旧UFJ銀行建物の1階部分の有効活用という点からは早期の着手が必要であり、長期的視野の下で取り組むべき課題は長期総合計画に位置づけることが可能である。
- ⑮ 旧UFJ銀行建物は本件再開発事業により同建物が取り壊されるまでの間しか使用することができず、本有効活用は早期に着手する必要がある。

(3) 基本方針の確認

市は、上記(2)での抽出結果を踏まえ、本件有効活用について次のとおり基本方針を確認しました。

- ① 市民との情報の共有及び市民に対する情報の発信の拠点として「まちづくり広場『国分人』」は、これまでは常設の施設でなかったためそのコンセプトが十分に活かされていなかったことから、有効活用の一環として、「まちづくり広場『国分人』」を常設とすること。これにより建物の管理面の安全性を確保することも可能となること。
- ② 有効活用は、市の経済課及び東京経済大学による活用との整合を図りながら実施することとし、そのために場所の棲み分けや相互利用の仕組みを創ること。
- ③ 中規模のイベントにも対応できるものとする。
- ④ 有効活用として実施する事業は、多くの市民が活用できるものであること。
- ⑤ 有効活用として実施する事業は、本件再開発事業との整合性を重視し、当該事業で培われた実績が再開発ビルにおける公共スペースの活用に連結するものであること。
- ⑥ 有効活用として実施する事業は、他の地区へも拡大できるものとし、その点については長期総合計画に位置づけること。
- ⑦ 旧UFJ銀行建物は本件再開発事業により将来的には取り壊されるものであるからその1階部分を有効活用できる期間は限られており、いずれの事業を行うにしてもできる限り早期に着手する必要があること。

(4) 本件有効活用として実施する新たな事業展開の制度設計

市は、上記(2)の抽出結果及び上記(3)の基本方針の確認を踏まえ、本件有効活用として実施する新たな事業(以下「新規事業」という。)について、以下のとおり、その概要を決定しました。

- ① 新規事業は、旧UFJ銀行建物1階に「市政・市民活動の情報センター」としての機能を有する施設(以下「本施設」という。)を設営することとする。
- ② 本施設は、公の施設として条例により設置するものとし、利用者の安全等に配慮して設置することとする。
- ③ 本施設を「市政・市民情報センター」として機能させるためには、本施設を図書館と連携させ情報を交換し共有するシステムを採用することが有効であることから、本施設は、本多図書館の分室として設置するものとする。
- ④ 現行施設としての「まちづくり広場『国分人』」は、存続させることとする。
- ⑤ 本施設は、市政情報・地域情報等の発信拠点と位置付けると同時に、市民がまちづくりの提案を行うなどまちづくりに参加できるシステムを作り、情報の収集拠点としても機能する「新しい図書館」として位置づけるものとする。
- ⑥ 本施設の設営にあたっては、使用する床を専用スペースと共有スペースとに分けて使用するものとする。
- ⑦ 本施設において提供する資料の充実を期することとする。
- ⑧ 長期総合計画において、本施設と同様の施設を西国分寺駅周辺にも整備することを定める。

(5) 本施設を本多図書館分館とすることの積極的意義の確認

市は、市内の中学校区を単位とし地区別に図書館を整備するとともに、本多図書館を国分寺市立図書館全体において中心的役割を担う図書館と位置付け、IT化の進展に対応した図書館システムを導入し、利用者の利便を支えて参りました。

しかしながら、市内の都市化が進む中、市民の皆様方からは、より高度な図書館サービスの提供を求められるようになりましたので、市は、平成17年度中に図書館協議会を設置して、市民の満足度の高い図書館サービスのあり方を検討して参りました。

市は、西国分寺駅前再開発等により、従前の5つの図書館では市民の皆様方の図書館需要に十分に答えられなくなっているという現状を踏まえ、従来型の図書館機能に加えて、「IT図書館」「情報発信拠点」「情報収集拠点」

としての性質を付加した施設を本施設として開設することといたしました。これは、行政経営の基本理念である「市民との情報の共有」及び「参加と協働の推進」を実現するため、より多くの市民の皆様方がより多くの情報を共有し、その情報の中から市政へのまちづくり提案が行われるなど、本施設により市民の皆様方の協働によるまちづくりが実現されることを期待したものです。

また、他の地域の公立図書館を例にとっても、

- ・目黒区立中目黒駅前図書館（上目黒二丁目地区・再開発）
- ・豊島区立中央図書館（東池袋四丁目地区・再開発）
- ・さいたま市立中央図書館（浦和駅東口駅前地区・再開発）
- ・相模原市立橋本図書館（橋本駅北口C地区・再開発）
- ・保谷駅前図書館（保谷駅南口地区第2街区・再開発）
- ・市川駅南口図書館（市川駅南口地区A街区・再開発）
- ・葛飾区立中央図書館（金町六丁目地区・再開発）

は再開発事業により再開発ビル内に配備されており、目黒区立大橋図書館（大橋地区1-1棟・再開発）も、再開発ビル内に配備されることが計画されています。

図書館は、多くの住民の皆様方が日常的に利用する施設であり、住民の皆様方の利便性確保のみならずその集客力が大きく着目され再開発ビルに配備される例が近年多くなってきており、市も、本件再開発事業において再開発ビル内に図書館を開設することを視野に入れ、本施設を図書館とすることとしました。

4 本多図書館駅前分館の開設に向けた手続の開始

(1) 国分寺市教育委員会への検討依頼

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の各規定によれば、市が新たに図書館を開設するためには、国分寺市立図書館条例（平成13年条例第45号）（以下「市図書館条例」という。）を改正する必要があります。

市議会（定例会）は、毎年3月、6月、9月、12月、合計年4回開会され、12月の次の開会は翌年3月となりますので、市図書館条例の改正案を平成18年12月開会の市議会において議案として諮れない場合は、平成19年3月の市議会の開会まで条例改正を待たなければなりません。

市が、市図書館条例の改正を受けてから、本件図書館用に設備等を整備し、開館に至るまでには、約2ヶ月を必要とします。

そうすると、平成 18 年 12 月開会の市議会において市図書館条例の改正案が審議されない場合には、当該改正案が平成 19 年 3 月開会の市議会で仮に可決されたとしても、本件図書館の開館は平成 19 年 5 月下旬となってしまう、その間、本件有効活用を実現できないこととなります。

しかしながら、旧 UFJ 銀行建物の有効活用の期間は限られていること、市は検討を進めてきた結果、新たな活用についての具体策として旧 UFJ 銀行建物 1 階部分に図書館の設置を検討すべきだとの結論に至っていたことからして、市図書館条例の改正と新規図書館の開設は、一刻も早く実現する必要があります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）によれば、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない、とされているため、市長は、平成 18 年 11 月 22 日、国分寺市教育委員会に対し、本件図書館の開設についての意見を求めました。国分寺市教育委員会は、平成 18 年 11 月 24 日、本件図書館の開設について審議をしましたが、結論を出さずに、審議継続の取扱としました。

これにより、市は、平成 18 年 12 月開会の市議会に市図書館条例の改正案を提案することができなくなりました。

(2) 議員による市図書館条例改正案の提案と市議会による可決

市議会の横田美郎議員は平成 18 年 12 月 5 日開会の市議会（第 4 回定例会第 4 日）において市図書館条例改正案を提案し、同議会は、同案を付議するにあたり所管の委員会の付託を省略することについて本会議に諮りその承認を得た上で、同案を本会議に諮り、同案は、原案どおり、議員全員の賛成により可決されました。

なお、誤解のないよう念のため指摘をしておきますが、「所管の委員会」とは、教育委員会のことではありません。

また、文部省初中局長の昭和 31 年 9 月 6 日通達によれば、教育に関する事務についての議案を議員が提案する場合には、教育委員会の意見を聞く必要はない、とされております。

議員による市図書館条例開催案の提案について市長や市長部局が関わっていないことについては、後に述べることとします。

(3) 本件図書館の開設

市は、市図書館条例の改正を受け、平成 19 年 2 月 20 日、旧 UFJ 銀行建物 1 階に本多図書館駅前分館（以下「本件図書館」という。）を開館しました。

本件図書館の平成24年3月末日現在の資料数は、一般図書が897冊、地域行政資料が3,493冊、閉架資料が1,100冊、合計5,490冊となっております。

市の図書館システムは、現在、パスワードなど利用者登録をすることにより、インターネット上の国分寺市立図書館のホームページで図書等の検索や貸出予約をすることができるようになっております。本件図書館は、国分寺駅北口から徒歩約1分の場所にありますので、図書の貸出や返却の窓口として多くの市民の皆様方が使用しており、本件図書館内にある資料数は限られておりますが、利用される方の数は年々増加する傾向にあります。

第3 原告浜友観光によるパチンコ店の出店阻止との関連性について

1 本件図書館開設の動機及び目的

市図書館条例改正案は、市議会において本件図書館開設の必要性及び有用性が十分に審議され、且つ、パチンコ店出店阻止を目的として開設されるものではないことを確認した上で、採決され可決に至ったと認識しております。

本件図書館は、原告浜友観光によるパチンコ店出店を阻止する目的で開設したものではありません。

2 本件図書館の開設によりパチンコ店の営業許可が得られなくなることに關する市の認識について

市は、市図書館条例が改正される以前の時点で、本件図書館を開設すれば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第4条第2項第2号、東京都が定める同法律施行条例（昭和59年12月20日条例第128号）第3条第1項第2号、東京都公安委員会が定める同条例の施行に関する規則（昭和60年2月1日第1号）第2条第1項（2）アの各規定により、東京都公安委員会は旧UFJ銀行建物に隣接する建物内でのパチンコ店営業を許可することができなくなることを認識しておりました。

ただし、市土地開発公社が旧UFJ銀行建物を取得したのは、既に述べたとおり、平成17年3月15日ですが、当時、隣接するパザールK建物内にパチンコ店が出店される計画はありませんでした。したがって、市が原告浜友観光によるパチンコ店出店を阻止する目的で旧UFJ銀行建物を取得したという経緯は、一切、ございません。

また、市は、旧UFJ銀行建物を取得した後、同建物2階に、本件再開発事業に關係する部署として国分寺市都市開発部を配備し使用しておりましたが、同建物の1階が使用されていなかったことから、その有効活用が取り沙汰され、当初、まちづくり広場「国分人」の開設等により使用しておりましたが、平成18年9月の市議会で更なる有効活用を求める意見が出されたことから、本件図

書館の開設を検討することになったということです。市は、本件図書館を設置するために、わざわざ、旧 UFJ 銀行建物内にそのスペースを空けたのではありません。スペースが余っていたから、その空きスペースを最大限有効に活用するため、本件図書館の開設を計画したものであります。

本件図書館の開設により旧 UFJ 銀行建物に 50m 未満の距離で隣接するバザール K 建物内でパチンコ店を出店できなくなる効果は、たまたま偶然にも、市土地開発公社が旧 UFJ 銀行建物の所有権を有しており、そこに本件図書館を開設できるだけの空きスペースがあり、その有効活用が平成 18 年 9 月開会の市議会で取り沙汰され市に対し空きスペース有効活用の検討が促され、その結果として本件図書館が開設されたことにより発生したものです。

市は、かような反射的效果の発生を認識しておりましたが、そのことは本件図書館の開設を取り止める理由にはなりません。市は市民に対し旧 UFJ 銀行建物の有効活用を図る義務を負っており、その有効活用方法として旧 UFJ 銀行建物内に本多図書館の駅前分館を開設することがベストであるとの結論に至ったということです。本件図書館の開設により隣接するバザール K 建物内でパチンコ店を出店できなくなるという結果は、法律の規定に基づく反射的效果として発生するものですので、市はこれを止めることはできませんし、まして、市がパチンコ店の出店を阻止したものではありません。本件図書館の開設が結果的にパチンコ店の出店を阻止することになるからといって、市がパチンコ業者の利益を優先させ本件図書館の開設を諦めることは、市民の皆様方に対する背信行為であり、市政として許されることではありません。

市は、本件図書館の開設により、結果的に、パチンコ店の出店が阻止されることになってもやむを得ないと認識していたことは事実ですが、決して、そのような反射的效果の発生を目的として、本件図書館を開設したものではありません。

なお、市図書館条例改正案は議員提案によるものであり、議員の方々がどのような認識を持ってかような提案をしたのかについては市の知るところではありませんが、議会での審議では、本件図書館を開設する必要性と有用性が十分に議論されており、市の認識と異なるところはないものと思われま

3 旧 UFJ 銀行の活用の充実について（乙第 2 号証）の作成経緯について

市は、旧 UFJ 銀行建物の有効活用を検討するにあたり、「旧 UFJ 銀行の活用の充実について」という表題の資料（以下「本資料」という。）を作成しております。市は、平成 18 年 11 月 15 日に本資料の第 1 版（乙第 20 号証）を作成し、同月 21 日にその一部を修正しております（乙第 2 号証）。第 1 版と修正版との

違いは、本資料の最後に「活用策による事業効果」というページ（9頁）を付け加えた点にあります。

上記の「活用策による事業効果」の中には、「仮に旧UFJ銀行1階部分、図書館が条例で設置された場合は、結果として、その隣接地には、雀荘・パチンコ店などの営業を阻止できる効果がある。この対応によって市民の期待に応えるべきだとの考えにいたった。」との記載があります。

市は、既に述べたとおり、パチンコ店の出店を阻止するという目的で、本件図書館の開設を検討していたわけではありません。本資料の第1版には、上記記載がありません。

市は、市が風営法の規制によりパチンコ店を出店できなくなるという副次的・反射的效果の発生を認識した上で本件図書館を開設することの適法性について、市の顧問弁護士及び大学教授に意見を求めています。いずれのご意見も、本件図書館を開設することの必要性及び有用性が十分に担保されていれば、副次的・反射的效果によりパチンコ店の出店が不可能となったとしても、それは風営法の規制があることによるものであるから、本件図書館の開設は適法である、というものでした。

本資料を作成したのは、市の政策部政策経営課（以下「政策経営課」という。）です。政策経営課は、風営法の規定による規制について理解をしておりましたが、そもそも、パチンコ店の出店阻止は本件図書館の開設目的ではなく、上記の適法意見があるとしても、パチンコ店の出店回避という副次的・反射的效果を前面に押し出すことは、無用の誤解を生む可能性があるので、当初、本資料第1版ではそのことに触れておりませんでした。

ところが、市の都市開発部には、再開発ビルに新規にパチンコ店が入居することについて多くの団体から猛烈な反対意見が寄せられており、新規のパチンコ店の出店回避に寄せる市民の皆様方の期待は予想した以上に大きいことがわかり、副次的・反射的效果ではありますが、風営法の規定に基づく規制によりパチンコ店の新規出店を回避することができるのであれば、そのことも、市民の皆様方に対する情報開示という視点からは、事業効果として明らかにしておくことが望ましいのではないかという判断に至り、本資料の第1版を修正して上記の点を加筆した次第です。

本資料（乙第2号証）の「7.活用策による事業効果」においては、くれぐれも、本件図書館の設置目的がパチンコ店の出店阻止にあるとの誤解を生まないよう配慮をし、「(1) 図書館事業の段階的拡大」とのタイトルで、本件図書館開設の必要性と有用性について述べ、その上で、「市民の声に応える」目的で、風営法の規定に基づく規制により生ずる副次的・反射的效果を検討し、「結果として、

雀荘・パチンコ店などの営業を阻止できる効果があること」に触れ、これにより「市民の期待に応えるべきだとの考えにいたった。」と締めくくっております。

もとより、市が、本資料内で上記の副次的・反射的效果について触れたからといって、そのことにより、本件図書館の開設目的がパチンコ店の出店阻止にあるということにならないことはいうまでもありません。

第4 市図書館条例の改正案が議員提案であることについて

1 市長と市議会が市図書館条例の改正について共同した事実はないこと

市は、既に述べたとおり、平成18年12月開会の市議会に向け市図書館条例の改正案を提出すべく本件図書館の開設を検討しておりましたが、市図書館条例の改正案は、議員提案の方法により市議会に上程されました。

この点、本件訴訟において原告らは、市図書館条例の改正は、市長と市議会が結託をして原告浜友観光によるパチンコ店の出店阻止を目的として行ったものであると主張するようですが、そのような事実はございません。

市図書館条例の改正案については、市は市の立場で旧UFJ銀行建物の有効活用を図るため検討をしており、議員は議員の立場で検討をしており、両者の検討はリンクするところがありません。

本件図書館を新規に設置するための市図書館条例の法文上の改正は、第2条の規定に基づき別表に本件図書館の名称及び位置を付け加えるだけの作業ですので、法文の表現や規定の仕方について、喧々諤々、議論をするような場面はありません。市図書館条例改正案に係る市議会での審議は、本件図書館開設の必要性和有用性の議論に尽きますが、この点、市は、事実上の公有財産となった旧UFJ銀行建物の有効活用方法というアプローチで本件図書館の開設を議論しているのに対し、議員は、市民の利便性の向上と市民の市政への参加を実現する手段として情報発信基地となる新規図書館を開設する必要があること、インターネット上のホームページを介した図書館の利用を前提とした場合、国分寺駅前にも新規に図書館を開設することは必要、且つ、極めて有用であるといった視点で議論をしていると思われ、それぞれの視点は微妙に異なっております。ただし、国分寺駅北口から徒歩1分の場所に本件図書館を開設することが、市民の利便性を大幅に増進することについては、あまりにも当然のことで議論の余地がないところでありましようから、市が検討をしても、議員が検討をしても、本件図書館を開設すべきであるとの結論は変わらないと考えます。

なお、市は、市図書館条例改正案が可決された後、これを受け、本件図書館の開設に必要とされる予算について補正予算案を市議会に提出し、同予算案は可決されております。議員提案であろうと市提案であろうと、市図書館条例が改正され、市が本件図書館を新たに開設することが決定されたわけですから、そ

の開設に必要とされる予算措置を講ずることは市長の義務であり、補正予算案の提出は極々当然のことです。

2 議会における答弁について

平成 18 年 12 月 5 日開会の市議会において川合洋行議員が本件図書館の開設に関連して IT 技術を活用した図書館の内容について市長部局に対し答弁を求めましたが、議長の採択を受け市長部局として答弁をいたしましたのは私でございますので、以下に、市長部局が答弁をするに至った経緯等について述べます。

(1) 答弁の内容

上記の答弁に至った経過及び内容は、議事録によれば、次のとおりです。誤解を生じませんよう、該当部分を以下に引用することとします。

○ 釜我 健二 議員

私も、今回のこの提案されております図書館の分館というものが、単にパチンコ店の阻止というものの目的に限られたものではないという認識をするものであります。図書館の分館というものが、正に今、市民のニーズに合致するものであり、必要な施設である、そのような立場から、この条例を理解するものであります。

言うまでもなく、駅前図書館の必要性につきましては、複数の議員から議会でも御提案がなされてきた経緯もあります。国分寺駅北口再開発予定地も含めて、駅前に図書館の設置が必要であることは、かねがね議論されてきたという経過が一つありました。また、分館構想というものに関しましても、ごく最近では、西国分寺駅再開発事業について、この分館という問題が、立場の違いこそあれ、さまざまな立場から真剣な議論がなされてきた経緯もありました。古くは、内藤地区の図書館・公民館を求める立場からの扱いについて、内藤地区の分館という構想も真剣に議論されてきたという経過があることは、前にも申し上げてきたとおりであります。

このような経過をたどってきたわけではありますけれども、今回の提案にあたりまして、こういう市民ニーズ、あるいは議会、行政、それぞれの真剣な分館、駅前図書館の必要性、これらについての議論経過、こういうものを踏まえながら、その延長線上として、この提案理由には書いてありませんけれども、これを踏まえながらの御提案であると、このように理解してよろしいでしょうか。

○ 横田 美郎 議員

そのように理解して結構だと思います。

○ 川合 洋行 議員

この条例提案に対しては、市民の要求にこたえるという前向きな条例提案というふうに私も受けとめます。従って、積極的に賛成の立場であります、何点か、ちょっと細かい問題に触れると思いますが、伺っておきたいと思えます。

1つは、本案の提案、趣旨説明でも、あるいは市長の先日の表明の中でもありました、IT技術を活用した図書館だと、こういうものであります。これは一般的な図書館のイメージと、どこが違うのか、この点について、一点お願ひしたいと思います。

市長答弁にも出てきましたら、そこで市長部局の方に伺っているのです。

○ 横田 美郎 議員

ただいまの川合議員の質問でございますが、この件につきましては、議長により取り計らいを願ひたいと思ひます。

○ 政策部長・樋口 満雄

教育委員会に検討をお願いした関係もありますので、私の方からお答えさせていただきます。

どこが違うのかということでもありますけれども、現在の図書館というのは、大量の蔵書を置いて、その本をメインの事業として貸し出し、返却といったことを行っております。それから関連して、それぞれの5館ありますが、市政情報等については、恋ヶ窪図書館がメインで管理をしているというようなことで、それぞれの役割分担がされていると認識しております。特に市政情報等についての発信の拠点として駅前分館ということをご想定しておりますので、最低限の必要な図書といったものは配置しますけれども、それと市政情報を中心に置く。それと、さまざまなインターネットを活用して情報検索ができる、あるいは、現在、図書館システムがとられております、インターネットを活用して、リクエスト等も行えるというような、そういうシステムの拡大といったものが広がっていけば、駅前の利便性を利用して、IT技術を使ったリクエストだとか、あるいは検索だとか、そういった需要にこたえていけるのではないかと。さらに、例えば、ホームページ等がきちんとリニューアルされれば、そこから情報の検索ができるというようなこと、さらに、情報の発信拠点だけではなくて、議会からの御提案もあります、市民の意見がまちづくりに関するような情報の、そこに情報が集まるというような機能も、場合によっては付加できるのではないかとというような考え方があって、検討をお願いしているということでございます。

○ 釜我 健二 議員

議事進行の確認です。

議員提出の議案が今審議になっています。これについては、提案者は当然議員であります。その説明も、議員が提案している以上は議員が答弁すべき、その範疇の質問にとどめるのが、私が理解している議員提案というものなのです。この点、ただいまのような議事進行でよろしいのかどうか、議長においてご見解を示していただきたい。

○ 須崎 宏 議長

内容が内容なので、若干の質疑はやむを得ないと思っています。

○ 川合 洋行 議員

ただいまの議員提案、動議に関しても、ちょっと私の見解を述べておきます。

少なくとも議員提案で条例が今提案されています。どういうものがイメージされるかということについて、やはり市民に対する説明責任も議会にはあるのだらうと思うのです。そういう点では、一定程度、やはりイメージのわくものということも浮き彫りにしながら、これについて、私、冒頭申し上げたように、基本的に、私、賛成の立場ですが、そういう条例にしていきたい、条例可決の判断にしていきたいというのが私の考え方でありまして、そういう点では、若干の質疑をお願いしたいと思います。基本的にはいいのです。横田議員の方から提案のありましたところは基本的にはいいのですが、そういう趣旨で、ちょっと伺っておきたいと思います。

そこで、駅前の分館という問題ですが、確かに横田議員の提案説明にもありましたように、これは市民ニーズとしては高くなっています。特に西国分寺問題などは、長い議論を重ねてまいりました。そういう点では、駅前で活用できるというメリットというのは、ある程度、夜間も含めた活用、貸出ができるような、そういう作り方が必要なのだらうと思うのです。そういう点から、是非、それらの点についてもお願いをしておきたいと思います。これは教育委員会、直接、時間設定にかかわる問題でしょうから、敢えてここでは答弁を求めませんが、答弁しますか。では、お願いします。

では、いいです。答弁求めません。

あと、西国分寺にもそういう方向が示されています。この時期は、長期総合計画の中で具体的にしようということのようでありますから、是非、その点での早期実現もあわせて求めておきたいと思います。

以上で、私の質疑というか、意見というか、終わりにします。以上です。

(2) 市長部局による答弁の位置づけ

市図書館条例改正案は、議員の提案によるものですから、上記のやり取りの中で釜我健二議員が指摘されているとおり、IT 技術を活用した図書館の運営に

関する説明が市図書館条例改正案の基本構想に関わる重大なファクターであるとするれば、議員が答弁すべきであるというのが原則論でしょう。

しかしながら、川合洋行議員も指摘されているとおり、議会の市民に対する説明責任を果たすという見地から、本件図書館開設に係る基本構想のみならず本件図書館開設後のIT技術を活用した運営について運営主体となる市に対し補足的な説明を求め本件図書館のイメージを浮き彫りにすることは有意義であります。

(3) 市長部局による答弁は議員提案を補足する答弁であること

1) 本件図書館の開設は、旧UFJ銀行建物の有効活用策として浮上したものでありますから、その設置場所は旧UFJ銀行建物内以外ではあり得ないこと、2) その規模(配置可能な蔵書、書架、什器備品等の施設、人員等の数)は、その専有床面積からして自ずと制限があること、3) 本件図書館は国分寺駅北口から徒歩1分という立地条件を最大限に活かし貸出及び返却の利便性に配慮して運用が望まれること、4) インターネットの利用による図書館システムの充実など本件図書館にIT図書館としての機能を付与すること、以上の4点は、本件図書館の開設を検討するにあたり踏まえていなければならない前提条件であります。市図書館条例改正案の提案理由を説明された横田美郎議員も、提案理由の中で上記の前提条件を検討課題としていたことについて言及されております。

川合洋行議員は、議員提案が本件図書館の開設に係る上記4点の基本構想を踏まえていることを前提として、更に踏み込んで、IT技術を活用した図書館の運営方法等について運営主体となる市に対し答弁を求めたものであります。したがって、市長部局としての私の答弁は、市図書館条例改正案そのものを説明するための答弁ではなく、あくまでも、議員提案の内容の一部を側面から補足する程度の答弁であります。

以上